

有料ごみ処理券の還付手続きについて

有料ごみ処理券を購入した方で、料金改定や誤って購入したなどの理由により券が不要になった場合には、次の手続きにより口座振替で「ごみ処理券」の料金を還付いたします。

I 持参の場合

持参していただくもの

- 1 北区の有料ごみ処理券
- 2 領収書またはレシート（ない場合は購入年月日を教えてください）
- 3 金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの

II 郵送の場合

送付していただくもの

- 1 「廃棄物処理手数料還付請求書」
- 2 「支払金口座振替依頼書」
- 3 「有料ごみ処理券還付数量内訳書」
- 4 北区の有料ごみ処理券
- 5 領収書またはレシート（ない場合は購入年月日を記入したメモを同封してください）

以上5点を下記送付先に送付してください。

※1～3の書類は北区ホームページからダウンロードできます。

郵送等にかかる料金は、お客様の負担となりますのでご了承ください。

なお、郵送中の紛失等について責任は負いかねますので、なるべく簡易書留やレターパックでの郵送をお願いいたします。

III 電子申請の場合

北区ホームページから電子申請ができます。

申請入力後、「有料ごみ処理券送付票」と共に北区のごみ処理券を送付してください。

IV 備考

- ・有料ごみ処理券購入店（コンビニエンスストア・スーパー・小売店）での
還付手続きは行っておりません。
- ・還付請求ができるのは北区が発行したごみ処理券のみです。
- ・他区や東京都が発行したものは還付できません。
- ・事業系有料ごみ処理券は還付できない物もありますので、
お問い合わせください。
- ・還付金は金融機関への口座振込みとなります。
- ・口座振込みまで申請受付から、1、2か月程度かかります。



※北区と記載されているかご確認ください。

【担当窓口・書類送付先】

北区清掃事務所 事業管理係

〒114-0003 北区豊島8-4-3

電話 03-3913-3077（直通）

※窓口受付 7時40分～16時25分

年末年始を除き、日曜日以外は開庁しています